

配水計画

芝原用水土地改良区配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、福井県吉田郡永平寺町法寺岡5字22番3地先とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量及び使用水量は、次の表のとおりとする。

期間 水量	4月1日から 4月13日まで	4月14日から 5月15日まで	5月16日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	10月1日から 10月31日まで	11月1日から 3月31日まで
最大取水量	7.969m ³ /s	12.146m ³ /s	9.993m ³ /s	9.227m ³ /s	3.512m ³ /s	3.512m ³ /s
最大使用水量	7.969m ³ /s	12.146m ³ /s	9.993m ³ /s	9.227m ³ /s	3.512m ³ /s	3.512m ³ /s
年間総取水量	197,940,000 m ³					

第2章 各配水ブロックへの配水量及び配水期間

(配水ブロック)

第3条 本地区の配水ブロックは別紙1に定めるとおりとする。

(配水量及び配水期間)

第4条 配水ブロックへの配水量及び配水期間は、次の表のとおりとする。また、配水量は標準的な水量であり、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

期間 水量	苗代期	代かき期	普通かんがい期		非かんがい期	
	4月1日から 4月13日まで	4月14日から 5月15日まで	前期	後期	10月1日から 10月31日まで	11月1日から 3月31日まで
			5月16日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで		
木ノ下	0.756m ³ /s	1.049m ³ /s	0.756m ³ /s	0.756m ³ /s	0.491m ³ /s	0.491m ³ /s
木ノ下直分	0.006m ³ /s	0.010m ³ /s	0.006m ³ /s	0.006m ³ /s	0.006m ³ /s	0.006m ³ /s
島田	0.007m ³ /s	0.012m ³ /s	0.007m ³ /s	0.007m ³ /s	0.007m ³ /s	0.007m ³ /s
中ノ郷	1.549m ³ /s	1.993m ³ /s	1.549m ³ /s	1.549m ³ /s	0.810m ³ /s	0.810m ³ /s
二タ口	1.494m ³ /s	1.984m ³ /s	1.494m ³ /s	1.494m ³ /s	0.788m ³ /s	0.788m ³ /s
泉田	0.193m ³ /s	0.251m ³ /s	0.193m ³ /s	0.193m ³ /s	0.128m ³ /s	0.128m ³ /s
堂島新保	0.403m ³ /s	0.577m ³ /s	0.403m ³ /s	0.403m ³ /s	0.326m ³ /s	0.326m ³ /s
大和田	0.277m ³ /s	0.345m ³ /s	0.277m ³ /s	0.277m ³ /s	0.199m ³ /s	0.199m ³ /s

八ヶ	0.328m ³ /s	0.419m ³ /s	0.328m ³ /s	0.328m ³ /s	0.231m ³ /s	0.231m ³ /s
五ヶ九ヶ	0.434m ³ /s	0.536m ³ /s	0.434m ³ /s	0.434m ³ /s	0.261m ³ /s	0.261m ³ /s
高木	0.013m ³ /s	0.016m ³ /s	0.013m ³ /s	0.013m ³ /s	0.008m ³ /s	0.008m ³ /s
里別所ほか	0.060m ³ /s	0.076m ³ /s	0.060m ³ /s	0.060m ³ /s	0.009m ³ /s	0.009m ³ /s
安竹（国営）	1.164m ³ /s	1.503m ³ /s	1.164m ³ /s	1.164m ³ /s	0.036m ³ /s	0.036m ³ /s
※安竹	0.507m ³ /s	0.663m ³ /s	0.507m ³ /s	0.507m ³ /s	0.016m ³ /s	0.016m ³ /s
※上伏	0.386m ³ /s	0.500m ³ /s	0.386m ³ /s	0.386m ³ /s	0.012m ³ /s	0.012m ³ /s
※地藏堂	0.091m ³ /s	0.113m ³ /s	0.091m ³ /s	0.091m ³ /s	0.003m ³ /s	0.003m ³ /s
※西藤南部	0.180m ³ /s	0.227m ³ /s	0.180m ³ /s	0.180m ³ /s	0.005m ³ /s	0.005m ³ /s

【備考】

※は、県営西藤地区であり、配水量は安竹（国営）内数。

第3章 その他

（関係機関）

第5条 本地区の利水調整に係る関係機関は次の表のとおりとする。

芝原用水土地改良区 関係機関

協議対象	意見聴取
<ul style="list-style-type: none"> ・ 九頭竜川鳴鹿土地改良区（福井県坂井市） ・ 福井県 ・ 福井市 ・ 永平寺町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県農業協同組合 ・ 福井市農業委員会

(別紙1) 芝原用水土地改良区配水ブロック図

